ふくしまから
はじめよう。
Future From Fukushima.

平成29年度
福島県奨学資金《震災特例採用》
奨学生のご案内

福島県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

◆対 象 者　　**※１年生以外の学年の方も応募できます。**

・保護者が福島県内に住所を有する高校生、専修学校（高等課程）生、特別支援学校高等部の生徒
・勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める生徒
・東日本大震災により被災し、下記のいずれかの事由で家計が急変したことにより修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下（※）であること。

※所得金額：総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた額（目安：父・母・高校生・中学生の４人世帯の場合の所得基準は、給与所得者の場合７８５万円以下、給与所得者以外の場合３３０万円以下）

① 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
② 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
③ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
④ 主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
⑤ 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合
⑥ その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

◆貸与月額

	自宅通学	自宅外通学
国公立	18，000円	23，000円
私　立	30，000円	35，000円

※　保護者と同居の場合は自宅通学扱い

◆貸与期間　平成29年4月～平成30年3月

◆貸与方法
採用決定後、年2回に分けて奨学生本人の口座に振込み

◆利　　子　無利子

◆保 証 人　連帯保証人1名（原則保護者）

◆返　還
卒業から6ヶ月経過後より7～8 年間で返還
ただし、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込み（税等控除前）が一定額を超えない場合、願出により**返還義務を免除**します。

《返還免除基準となる年間収入見込額》

高校等卒業（進学者を除く）	330万円未満
短大・専門学校に進学・卒業	360万円未満
大学に進学・卒業	390万円未満

◆申込方法
願書に必要書類を添付し、在学する学校へ申し込んでください。申込み手続き等については、学校へお問い合わせください。

◆申込締切
・学校への申込締切
平成 29年　　月　　日（　）
・学校から県教委への提出締切
平成 29年 7月31日（月）必着

福島県教育庁高校教育課　〒960-8688 福島市杉妻町2-16　電話 024-521-7775